



# 長野県報

3月12日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第88号

## 目次

### 規則

- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則（健康増進課） ..... 1
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（保健・疾病対策課） ..... 1

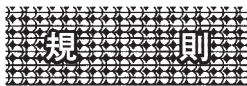
### 告示

- 長野県税条例に基づく申告書の提出期限の延長（税務課） ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課） ..... 3
- 自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課） ..... 3
- 農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課） ..... 3
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課） ..... 3
- 公共測量の終了（2件）（建設政策課） ..... 4
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（建築住宅課） ..... 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） ..... 4
- 昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会） ..... 4
- 昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会） ..... 5

### 公告

- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課） ..... 6

正誤（障がい者支援課） ..... 6



健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第8号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「厚生労働大臣又は」を削り、同条第2項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第9号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の所得税法（昭和22年法律第27号）の規定に基

づく前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合においては、前々年分の所得税額)を「について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次項第3号のイにおいて同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に、「147万円」を「56万4,000円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。)があるときは、同項第11号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 措置入院者等が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 措置入院者等が地方税法第292条第1項第11号のイ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号のイに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(次項において「改正後の規則」という。)第2条の規定は、令和元年6月1日以後の診療に係る入院費用負担額から適用する。
- 3 令和元年6月1日において現に入院の措置を受けている者であつて、改正後の規則第2条の規定により新たに費用を徴収されることとなるものの当該入院の措置に係る入院費用負担額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保健・疾病対策課



#### 長野県告示第93号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第11条第1項の規定により、同条例第39条の3第1項及び第2項の規定による申告書の提出期限が令和2年3月16日のものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、その期限を同年4月16日まで延長します。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

税務課

#### 長野県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年3月12日

長野県知事 阿部守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
後藤医院	飯田市伝馬町2-32	令和2年3月1日
長野松代総合病院附属若穂病院	長野市若穂綿内7615-1	令和2年3月1日
脳神経外科A-ONEクリニック	長野市南石堂町1971エーワンシティジアグラ5階	令和2年3月1日
あおい波田薬局	松本市波田5132-4	令和2年3月1日
モリキ大豆島薬局	長野市大豆島4216	令和2年3月1日

保健・疾病対策課